

仕様書

1 業務名

令和7年度札幌SDGs企業ポータルサイトシステム改修及び運営・保守等業務

2 背景・目的

札幌市は、企業活動を通じて SDGs の達成に取り組む市内企業を支援するため、令和6年1月に、SDGs 経営の普及啓発を目的とした、SDGs に取り組む企業自身の自己評価に基づいて市が登録し、見える化を行う札幌 SDGs 企業登録制度(以下「登録制度」という。)を立ち上げ、登録制度を運用するためのポータルサイト「札幌 SDGs 企業ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)を構築した。

また、令和6年9月には、登録制度を継続して運用することに加え、SDGs をビジネスの観点で捉え、本業の一環として社会課題の解決と企業成長の同時実現に取り組む企業をロールモデルとして創出し、支援する「札幌 SDGs 先進企業認証制度(以下「認証制度」という。)」を構築した。

当業務では、登録制度及び認証制度をより円滑に運営していくために、改修を行うとともに、継続運用のための運営・保守等を行うことを目的とする。

3 業務概要

受託者は、委託者と協議の上、以下の業務を行うこと。

(1) 登録制度及び認証制度のシステムに係る改修

令和6年中に構築したシステムをより円滑に操作するために、以下5に記載した改修を行うこと。

(2) 登録制度及び認証制度に係る機能の運営・保守

登録制度及び認証制度の申請・審査・承認に係る機能及びポータルサイトの運営・保守及び一部改修を行うこと。

4 実施時期

- ・上記(1)：令和7年7月までに公開が可能とすること
- ・上記(2)：履行期間内において適宜対応すること。

5 登録制度及び認証制度に係る機能の改修

(1) 管理画面に係る改修

ア 新規申請一覧や登録済(認証済)企業一覧等において、ブラウザバックの際に一つ前の画面に戻るようにすること。

イ 新規申請一覧や登録済(認証済)企業一覧等において、「札幌市からの SDGs に関連する情報の配信に同意する」を選択した企業を CSV で出力可能とすること。

ウ 認証制度の新規申請一覧の審査状態に、「認証見送り」を追加すること。

「認証見送り」は、認証企業としての承認が認められなかった場合に使用するものとし、「認証見送り」となった翌年度以降に再度申請をする場合には、認証見送り時の記載内容を基に申請が可能となるようにすること。

- (2) 既存登録制度の機能及びポータルサイト機能の運営・保守を行うこと。また、軽微な修正については保守契約内で対応すること。
- (3) アクセシビリティについて

構築するウェブサイトについては、ウェブアクセシビリティ（以下「アクセシビリティ」という。）に関する JIS 規格 JIS X 8341 3:2016 の適合レベル AA に準拠するよう構築すること。ただし、利便性を向上させるために必要と認められる場合に限り、事前に委託者に確認し承諾が得られた場合については変更できるものとする。疑義があれば随時協議すること。また、検証作業を実施のうえ、達成基準チェックリストを作成するとともに、アクセシビリティ方針を策定すること。なお、検証結果、達成基準チェックリスト及びアクセシビリティ方針は本ウェブサイト上で公開すること。

※ 以下のサイトを参考に対応すること

- ・ウェブアクセシビリティ基盤委員会

<https://waic.jp/>

構築に当たっては、独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」（最新版）に基づき、脆弱性を排除すること。また、札幌市公式ホームページガイドラインを遵守すること。

- (4) デザイン及びレイアウトについて

デザインや配色については、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」（<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>）を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすい画面構成になるように設計すること。

- (5) 「令和7年度札幌 SDGs 企業登録制度及び札幌 SDGs 先進企業認証制度に係る運營業務」受託者との連携について

登録制度及び認証制度の問い合わせや審査等の対応は、令和7年度札幌 SDGs 企業登録制度及び札幌 SDGs 先進企業認証制度に係る運營業務の受託者が行うことから、円滑にポータルサイトの改修及び運営・保守が行えるよう、連携を図ること。

6 機能に関する確認及びテスト、マニュアルの作成について

- (1) 機能に関する確認及びテストについて

受託者は、上記改修に係る機能の動作確認のほか、リンクチェック、アクセシビリティチェック、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証が完了したことが分かるチェックシートを提出すること。その上で、ポータルサイト公開前までに委託者が確認できるテスト環境を整え、委託者の確認を得る

こと。

(2) 操作マニュアルについて

改修や保守・運営等の中で、既存の操作マニュアルに更新が必要となった場合は更新し、委託者へ提出すること。

7 ポータルサイトの運営・保守

受託者は、サーバ、システム及びドメインの維持・管理を行うとともに、障害発生時や災害発生時などの緊急時は24時間対応できるように連絡体制を整備すること。

運営保守に関連する事項について、委託者及び審査担当者と緊密に連絡を取るとともに、委託者及び審査担当者から依頼や問い合わせがあった場合、回答又は適切な助言を行うこと。

(1) サーバの容量

ポータルサイトの利用企業は年間800社程度となることを想定していることから、サーバ容量を十分に確保するとともに、利用状況に応じて拡張可能なものとする。

(2) 脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うこと。パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、やむをえず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に委託者の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すこと。

(3) 軽微な改善への対応

受託者は、サイトの軽微な修正（軽微な機能追加、デザインの変更、文言の修正、新しいリンクの追加など）に対応すること。なお、対応範囲等の詳細は委託者と協議による。

8 成果物の納品

以下について、ポータルサイト改修後、令和6年度に提出されたものから変更が生じた場合は、成果物としてDVD-R等に保存した電子データで納品すること。

(1) ホームページ構造設計書

(2) HTMLファイル等データ

(3) 画像データ(高解像度のデータを含む)。なお、編集ソフトで加工可能なものとする。

(4) 動作確認の検証完了チェックシート

(5) ホームページ更新マニュアル

- ・ 判型：A4判
- ・ 刷り色：4色カラー
- ・ ページ数：内容に応じて対応すること

- ・ ファイル形式：Word 形式又は Google ドキュメント形式

9 情報セキュリティ要件

- (1) 全てのページにおいて、HTTPS による暗号化通信を使用し、常時 SSL 化すること。
- (2) 構築に当たっては、独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」（最新版）に基づき、最新のウイルスパターンファイルを適用することや、使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得すること、システムで使用するソフトウェア等はメーカーのサポート対象の製品、バージョンを用いることなど脆弱性を排除すること。また、重要度に応じて委託者に報告すること。
- (3) 利用者がその利用できる範囲や権限を越えてサイトにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること。
- (4) ファイアウォールの設置、不要なサポートの閉鎖など、外部からの攻撃を防ぐ対策を講ずること。
- (5) サーバ等の物理的所在地が日本国内であること。また、サーバ等を設置する区画は、入退室管理及び施錠可能な区域であり、警備員又は監視カメラによる監視が行われること。
- (6) 保存データ及びシステムファイルについてバックアップを行い、2 世代以上の世代管理で運用すること。

10 著作権等

- (1) 受託者は本業務の成果に係る著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に定められている権利を成果物の納入、検査合格後直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の成果の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、札幌市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

11 特記事項

- (1) 業務の履行に当たり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜委託者及び受託者双方の協議により処理する。必要がある場合は相互調整のため、打ち合わせを行うこと。

- (2) 本業務の履行に当たっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 本業務の履行に当たり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は受託者の責任において処理すること。また、受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は直ちに報告し、損害に対する賠償等の責任は受託者が負うこと。なお、不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては、緊急時対策を受託者が行うこと。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

12 履行期間

令和7年(2025年)4月1日(火)から令和8年(2026年)3月31日(火)

13 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎15階北)
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 吉田、亀苔(かめのり)
電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130